



男女共同参画基本計画（第3次）を策定しました

宮城県では、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に進めるために、「宮城県男女共同参画基本計画」を策定し、事業を行ってきました。これは、平成13年に制定した県の男女共同参画推進条例の規定に基づくもので、これまで、平成15年3月に第1次計画（計画期間：平成15年4月～平成23年3月）を、平成23年3月に第2次計画（平成23年4月～平成29年3月）を策定してきました。男女共同参画の理念と推進の必要性を県民の皆様幅広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成をさらに促進するために、平成29年3月、第3次計画（平成29年4月～平成33年3月）を策定しました。

県民の皆様はじめ、市町村、事業者及びNPO等各種団体の御理解と御協力をいただきながら、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでいきます。

第3次計画のポイント

ポイント1 東日本大震災からの復興に向けた取組への女性の参画

- ・震災の経験と教訓を踏まえ、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画と、復興の担い手として女性の力を最大限活用することを新たに盛り込みました。

ポイント2 「女性活躍推進法」に基づく女性の職業生活における活躍推進

- ・本基本計画は、この法律に基づく本県の推進計画として位置付けます。

ポイント3 政策・方針決定過程への女性の参画促進（県特定事業主行動計画の推進）

- ・平成28年3月に、県・県教育委員会・県警察においてそれぞれ策定された「特定事業主行動計画」を各組織で積極的に推進します。

ポイント4 性的マイノリティへの配慮

- ・性別や性的指向、性同一性障害を理由として差別的扱いをされるなど社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができるよう、環境づくりに取り組みます。

ポイント5 新たな指標の設定

- ・今回新たに6つの指標と3つの参考指標を設定しました。

※ 詳しくは、県ホームページへ…

宮城県男女共同参画基本計画

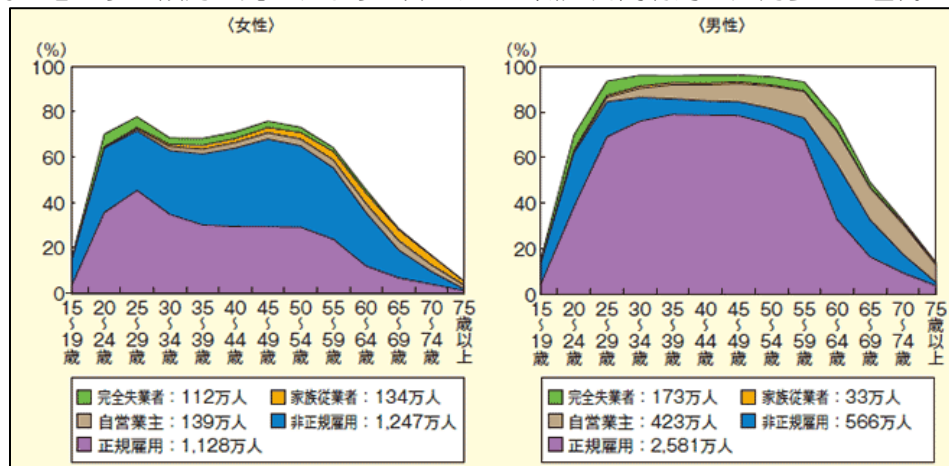
検索



知っていますか？「M字カーブ」

男女共同参画の現状を知るときに用いられるグラフで、「女性の年齢階級別労働力率」を示したものがああります。これは、女性のライフステージの各段階と就業の関係を表しており、日本の場合、結婚・出産期に当たる年代に労働力率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆる「M字カーブ」の形状になっています。また、女性の就業形態は男性に比べて若年層でも非正規雇用が多いことに加え、多くの女性が結婚・出産期にさしかかる25歳以降で、正規雇用が減少して非正規雇用が増加する傾向が見られます（平成25年版 内閣府男女共同参画白書）。

性別に関わらず、その意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組が必要です。次号以降も、現状や県の取組をご紹介します。



出典：平成25年版 内閣府男女共同参画白書

県の取組から



女性のチカラを活かす
企業認証制度

◆◆◆現在の認証企業数◆◆◆

- 認証企業 346社
- ゴールド認証企業 22社
(平成29年4月1日現在)

・ 認証制度に関するお問い合わせ
宮城県 共同参画社会推進課
TEL022-211-2568

みやぎ男女共同参画相談室の御案内

一般相談 TEL022-211-2570

受付日時 月曜日から金曜日まで（祝日・休日除く）
午前8時30分から午後4時45分まで

男性相談 TEL022-211-2557 ※男性相談員対応

受付日時 毎週水曜日（祝日・休日除く）
午後0時から午後4時まで

法律相談 ※女性弁護士が面接にて相談対応
※予約制 TEL022-211-2570

受付日時 毎月第4木曜日（祝日・休日の場合は翌週）
午後1時から午後4時30分まで

男女共同参画サイト

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyousha/>

発行

宮城県 環境生活部
共同参画社会推進課
〒980-8570
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL 022-211-2568
FAX 022-211-2392
メール danjyo@pref.miyagi.lg.jp

働く暮らし、宮城で生きる、宮城の「今ここ」でしっかり生きることを応援

とらい・あぐる みやぎ

